

2014年に
一般NISAを
はじめた
お客さまへ

非課税期間終了時の お手続きについて

2014年に一般NISA口座で購入した公募株式投資信託は、

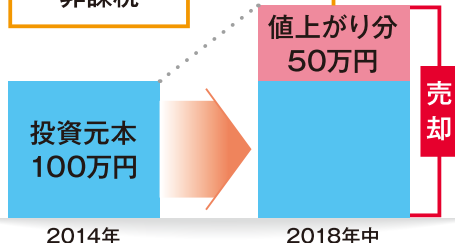
2018年12月末に非課税期間が終了します。

当行からのご案内を必ずご確認ください、お手続きをお願いいたします。

選択1 売却する

売却して利益や損失を確定します。利益が出た場合、**非課税のメリット**を享受することができます。

値上がり分は
非課税

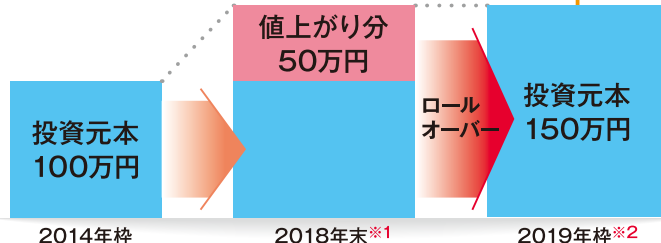


非課税期間内である、2018年中に
売却する必要があります。

選択2 2019年の一般NISA口座枠に移管する (ロールオーバー)

2019年の非課税投資枠に移管することで、引続き5年間の譲渡益・配当等が非課税となります。

2019年の投資枠を利用します



一般NISA口座

新しい一般NISA口座

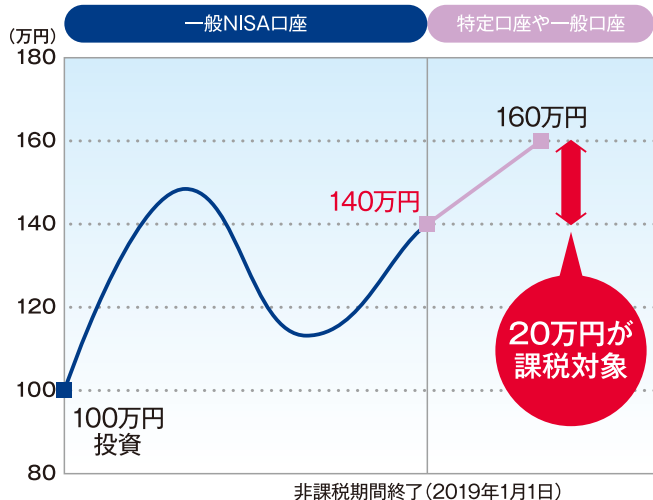
※1 2018年12月の最終営業日の時価で、2019年分の非課税枠に移管されます。

※2 値上がりした場合、本来の非課税枠上限である120万円を超えていても、2019年の非課税投資枠にすべて移管することができます。

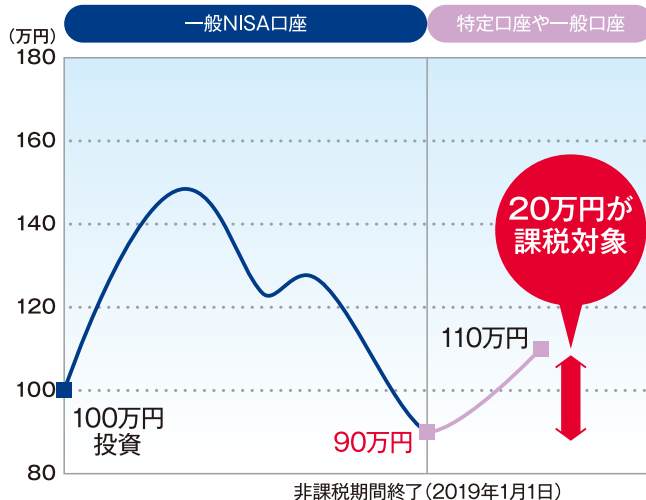
選択3 課税口座に移管する

課税口座(特定口座／一般口座)に移管します。**2018年12月末時点での時価が取得価額**となり、新たに同じ投資信託を購入したとみなします。

投資開始時よりも**値上がり**した場合



投資開始時よりも**値下がり**した場合



当初投資した100万円を下回っていても課税対象となりますので、注意が必要です。

ベストパートナーバンク



商号等：株式会社常陽銀行
登録金融機関：関東財務局長(登金)第45号
加入協会：日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

お手続きについてのQ&A

Q1

一般NISA口座に移管する
(ロールオーバー)
メリット・デメリットを
教えてほしい。

メリット:

非課税投資を5年間継続することができます。

デメリット:

- 2019年分の非課税投資枠を利用することになるので、ロールオーバーした分だけ、新規で非課税投資をする金額が減少、またはできなくなります。
- 一般NISA口座と他の口座との損益通算はできません。

Q2

ロールオーバーの
手続きは
どうすればいいの
でしょうか。

ポイントは3点です。

- 手続き期間内に依頼書を提出する必要があります。
- マイナンバーをまだ提出していない方は、「非課税適用確認書交付申請書」と合わせて提出が必要です。
- ロールオーバーについての詳細なお知らせは、9月中を予定しています。

Q3

現在、常陽銀行に
一般NISA口座を
持っていない
のですが。

ロールオーバーをご希望の場合は、当行に一般NISA口座が開設されている必要があります。

- つみたてNISA口座へのロールオーバーはできません。(一般NISAへの勘定変更が必要です)
- 現在、他の金融機関で一般NISA口座をお持ちの方は、再度、当行への金融機関変更を実施することで、ロールオーバーをすることができます。

Q4

期間内に
手続きをしないと
どうなりますか？

課税口座に移管されます。
(特定口座をお持ちの方は特定口座へ、お持ちでない方は一般口座へ移管されます)



詳しくは、常陽銀行窓口までお問い合わせください

投資信託のお申込にあたっての注意点

- 投資信託はリスクを含む商品であり、組入れた有価証券等の値動き、運用先の信用状況の変化、金利、為替相場の変化等により、基準価格が変動し、元本割れを生じ、損失を被るリスクがあります。投資信託の運用による損益は、投資信託を購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託は、預金保険または投資者保護基金の対象ではありません。また、投資信託のお取引は、クーリング・オフの対象になりません。
- 投資信託へのご投資には、ファンド毎に定められた手数料等を直接・または間接的にご負担いただきます。
＜お申込手数料＞お申込の代金に対して最大3.24%(消費税込)＜信託報酬＞ファンドの純資産総額に対して最大2.0304%(消費税込)＜信託財産留保額＞換金時の基準価格に対して最大0.5%＜その他諸費用＞有価証券等の売買及び保管ならびに信託事務にかかる諸費用等についても信託財産から差し引かれます。その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率及び上限額等を表示することができません。また、当該諸費用等の合計額については、お客さまがファンドを保有される期間に応じて異なりますので表示することができません。
- お申込みの際には、必ず契約締結前交付書面等をよくお読みください。
- なお書面は、作成時点の日本証券業協会の通知内容をもとに作成したものであり、以降変更になる可能性があります。